

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第16号

送りつけ商法

(ver. 2)



電話をかけてきた後、一方的に本や写真集等を
送りつけてくる商法が増えています！



事例

突然、宅配便で額ブチが届いた。数日前、写真に関する電話があったが、注文した覚えがないので、宅配業者に持ち帰ってもらった。皇室関係の写真のようだ。どうしたらよいか。

アドバイス

・電話で「記念に皇室の写真を送る」などと告げて、一方的に**送りつけてくる**悪質な手口です。申し込みをしていないので契約は成立していません。

商品を受け取る必要も、代金を支払う必要もありません。

送りつけられる商品の例...**本、写真集、カニ、額入り写真** など

- ・受け取ってしまった場合、届いた日 から14日間保管すれば、自由に扱うこと（処分）ができます。
- ・万一、電話で勧誘された際、買うことに承諾した場合は、契約が成立しますが、契約書を受け取ってから8日以内なら、クーリング・オフできます。
- ・カニなどの生鮮食料品は、クーリング・オフの制度がない上、食べてしまうと契約成立となり、代金の支払い義務が発生します。

被害に遭わないために！

- ・知らない人から電話がかかり、無用の勧誘を受けたら、相手のペースに乗らず、「購入しません」とはっきり断り、電話を切りましょう！
- ・身に覚えのない商品が届いたら、消費生活センターに相談しましょう！



わからぬこと
は、センターに
聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ11階

平日

TEL 052-222-9671

土・日

TEL 052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間

午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)